

本郷学園応援委員会 規約

- ※ 平成二十四年三月三十一日 制定
- ※ 平成二十四年五月二十三日 改訂
- ※ 平成二十四年十一月三日 改訂
- ※ 平成二十五年度四月七日 改訂
- ※ 平成二十六年二月二十二日 改訂
- ※ 平成二十六年四月七日 改訂
- ※ 平成二十六年七月二十一日 改訂
- ※ 平成二十八年四月十五日 改訂



第一章 総則

- 第一条（称号） 本委員会は正式な称号を学校法人本郷学園本郷中学校・高等学校応援委員会（以下「本会」とし、一般に本郷学園応援委員会と称する）とし、一般に本郷学園応援委員会と称する。
- 第二条（所在） 本会は本部（指導部）を東京都豊島区駒込四丁目一一番一号、本郷中学校・高等学校（以下「本学」）内に置く。
- 第三条（会員） 本会会員（以下「委員」）は本学の各学級よりそれぞれ二名以上の選出された生徒をもって構成する。
- 第四条（目的） 本会は本学の建学の精神に立脚し、本学全体にその発揚と振起を促す模範的な活動を通して本学の発展に尽力するとともに、生徒相互の健全な交流を通じ、人格の陶冶及び学校生活の向上に精励する。
- 第五条（機構） 本会は本学直属の常設委員会として運営され、その機構は指導部・リーダー部・総務部の三部門にて構成する。
- 第六条（運営） 本会は指導部が本会各部門を統括し、運営する。
- 第七条（活動） 本会は第四条を達成するため、次の活動に尽力する。
- 第一項 体育祭における応援合戦の企画・運営活動
 - 第二項 本郷祭におけるリーダー演技披露の企画・運営活動
 - 第三項 受験生壮行会の企画・運営活動
 - 第四項 本学の式典・行事の参加・支援活動
 - 第五項 本学の体育・運動各部の壮行会・大会応援・必要な支援の諸活動
 - 第六項 本学の文化・芸術各部の催事支援・必要な賛助の諸活動
 - 第七項 その他、本会が必要と認める諸活動

第二章 指導役員

- 第八条（顧問） 本会は顧問として次の指導役員を設置する。ただし、全役員を通して再選を妨げない。なお、選出については、本学に対して委員が推戴する。
- 第一項 監督……………教職員より一名
 - 第二項 副監督……………教職員より若干名
 - 第三項 指導員……………指導部卒業生及び経験者・有識者より若干名
 - 第四項 相談役……………高校三年担当教職員より若干名

第三章 幹部役員

- 第九条（役職） 本会は指導部に次の幹部役員職務（以下「役職」）を設置し、幹部役員（以下「幹部」）を構成する。なお、主将は空席役職を全て兼ねる。また、副将以下は兼務を妨げない。任期は原則として一年とする。
- 第一項 主将……………一名
 - 第二項 副将……………原則一名（必要に応じて最大二名まで）
 - 第三項 リーダー部長……………一名
 - 第四項 総務部長……………一名
 - 第五項 統制長……………一名
 - 第六項 旗手隊長……………一名
 - 第七項 鼓手隊長……………一名
 - 第八項 会計長……………一名
 - 第九項 広報室長……………一名
 - 第十項 渉外長……………一名

- 第十条（副職） 本会は前条に定める役職の他に、必要にあっては副幹部役員職務（幹事）を設置することができる。なお、定員はないが、兼務はできない。

第十一条 (選任)

本会は次の手続きにより幹部を選考し決定する。ただし、特に事情のある場合は、監督の承認を経て手続き期間及び交代日を変更することができる。

第一項 三月：……幹部は準幹部に役職の定義・実務・心構えなどについて説明し、準幹部は希望用紙を幹部会議に提出する。

第二項 四月：……幹部は選考書類一式を監督に提出する。幹部心得の作成に入る。

第三項 六月下旬：……役員会議にて次期幹部を内定する。幹部は幹部心得を監督に提出する。

第四項 七月：……準幹部に通知書を発行、内示する。

第五項 七月末：……幹部交代式を行う。

第十二条 (罷免) 本会の幹部に不都合のあるときは、監督は制裁の処分を行うことができる。ただし、退部処分となる場合は第十九条を、退会処分となる場合は第二十条をそれぞれ適用する。

第四章 委員

第十三条 (委員)

本会は次の区分により委員を規定する。

第一項 指導部員：……指導部を構成する幹部・リーダー部・総務部の各員。なお、幹部・準幹部・研究生を除く者を一般部員(部員)と呼称する。

第二項 リーダー部員：指導部員ほか、主務を除く応援団員。

第三項 総務部員：……指導部員ほか、総務部に配属された委員。なお、指導部あるいは応援団に所属しない者を補助員と呼称する。

第四項 準幹部：……次期幹部として見込みのある一般部員。

第五項 研究生：……指導部を希望し、活動が一定期間に満たない指導部員見習い。

第六項 応援団員：……応援団を構成する委員。なお、通常は執行部を除く者を団員と呼称する。

本会は主に第七条第一項の活動を円滑に遂行するため、体育祭の組ごとにそれぞれ応援団を組織する。

第十四条 (団)

本会は前条の各組応援団にそれぞれ次の係を設置し、執行部を構成する。なお、兼務はできない。任期は応援団が解散するまでとする。選出にあつては、役員会議の承認を得るものとする。また、罷免については第十二条に準じる。

第十五条 (係)

団長：……高校三年生より一名

第一項 副団長：……高校生より一名(必要に応じて最大二名まで)

第二項 副団長：……高校生より一名(必要に応じて最大二名まで)

第三項 統制：……高校生より一名

第四項 主務：……高校生より一名

本会は必要に応じて臨時職を設ける。任命については監督の承認を得るものとする。

第十六条 (臨任)

本会に入会する者は、本学の定める手続きを完了するとともに、入会後は第四条の目的に従って第七条に定める活動内容に精励しなければならない。

第十七条 (入会)

本会指導部に入部する者は、次の手続きを完了しなければならない。

第十八条 (入部)

指導部員の推薦を受け、あるいは入部希望の意志を幹部に示し、入部願を提出のうえ、役員会議にて入部許可を得る。

第二項 研究生として精励し、正式に指導部員として認められた時点で、登録用紙を提出する。

第十九条 (退部)

本会指導部を退部する者は、次の手続きを完了しなければならない。

第一項 退部願を監督に提出のうえ、幹部会議にて審査ののち、役員会議にて退部許可を得る。

第二十条 (退会)

退部許可後は貸与物品の全てを返還するとともに、必要な精算を完済する。

本会は次の各項に該当する者を除名・退会(もしくは退部)とする。なお、除名に処された者は前条第二項の手続き及び本学の定める手続きを速やかに行わなければならない。

第三項 第三条の規定に当てはまらない場合

第二項 本会の規約に違反し、あるいは本会の正常な運営を妨げる企図や行爲のある場合

第三項 本会の精神・活動・技術・機構・慣習に悪しき改作・改造などのある場合

第四項 本会の体面を汚し、あるいは委員として相応しくなく、再三の指導によるも改悛の見込みのない場合

第五章 会議

- 第二十一条（種類） 本会は次の会議を設置する。
- 第一項 全体会議（本会全員）
全体への伝達、活動内容の説明など
- 第二項 役員会議（監督・幹部）
次期幹部・執行部など委員の人事、委員の入退会・部、重要事項など
- 第三項 幹部会議（幹部）
委員会運営、入退会・部の審査、学内外諸行事など
- 第四項 指導部会議（指導部員）
次期幹部の発表、指導部員同士の意見交換など
- 第五項 団長会議（幹部・各組執行部）
第七条第一項に定める活動の運営など
- 第六項 必要に応じて他に準幹部会議・リーダー部会議・総務部会議・旗手隊会議・鼓手隊会議・広報室会議・統制会議・会計会議などを設ける。
- 第二十二条（議決） 前条第二項を除く本会の全ての会議は、招集対象者の過半数の出席をもって成立し、出席者の過半数の可否を経て、最終的に主将もしくは招集責任者が議決する。なお、役員会議においては監督の承認によって、これを決する。
- 第二十三条（委任） 本会の全ての会議は、事前連絡のない欠席者、あるいは意志を明確にしない者については、その会議の決定に委任したものとみなす。

第六章 会計

- 第二十四条（会費） 本会は本学より交付される委員会活動費・応援団援助金・寄付金などをもって運営費に充てる。
- 第二十五条（管理） 本会は前条にもとづく運営費を指導役員が保持し、会計長が会計管理・報告を行うとともに会計監査を受ける。
- 第二十六条（開示） 本会は会計管理に疑義が生じた場合、速やかにその内容を開示する。
- 第二十七条（年度） 本会は毎年四月一日より起算し、翌年三月三十一日をもって締め切る一年間を会計年度とする。

第七章 附則

- 第二十八条（設立） 本会は平成二十四年二月二十二日の本学職員会議において本会の設立が認可され、平成二十四年四月七日の発足式をもってこの日を設立年月日とする。
- 第二十九条（改訂） 本規約を改訂する必要がある場合は、幹部会議にて起案し、役員会議の承認において決定する。
- 第三十条（発効） 本規約は平成二十四年四月七日より施行する。

以上